

○財務省告示第百五十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十七年三月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年四月三十日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十七年三月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	二	輸入数量
一・〇トン		

一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二
七、 一三二一トン	三三一トン	六五六、 九七五トン	一、 一九〇、 七六四トン	五、 八六一、 二四一トン	七六、 三三七トン	一四、 一八九トン	九、 三四七トン	四六、 三九一トン	二トン	一三トン	三五トン	五一、 八九〇トン	一九トン	八・四トン	

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二〇	一九	一八	一七
四七七トン	一〇・二トン	一七、六一七トン	六、二〇六トン	〇トン	二七トン	六、五七七トン	四五四トン	二八、一〇〇トン	五七三トン	一七、九六五トン	一四〇、二四二トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十七年三月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を

当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸入数量
一四 一三	五、八六一、二四一トン 八〇一、八九七トン